

220519 第284回名古屋市個人情報保護審議会
名古屋市民オンブズマンによるメモ

13:33

会長：答申案の検討

事務局：国のガイドライン確定 説明

クリアファイル「ガイドラインの改正」

③死者

④審議会等への諮問

国へ確認したことの確認

③死者情報 質問事項 2 解釈について

「個々の事例ごとに判断する」

遺族が識別できるのか？

実施機関に確認した 遺族、遺族識別は難しい

他の照合 遺族の資料を参考するのか？確認中

④包括規定

具体的に規定を置かないとだめ

条例の改廃、個人情報の取り扱いの決まり できる

国に確認している 「本当に許容されないのか？」

死者情報、電子計算機処理包括規定は確認中

答申 項目12項目

今回の審議会 確認中以外を審議して

論議 方向性が明確なものから議論を

保留は6月審議

会長：ガイドライン新しくなった

さらに個人情報委に確認中 回答が来ていない

それをのぞいて審議を

数か月審議 そんなにご議論にならないだろうという部分から

片づけて対応を

事務局：答申案の説明

全体 第一 取りまとめの趣旨

第二 論点ごと

・現状

・新法

・答申

項目ごとで質疑応答してほしい

項目だけ 12 ページ 11 議会における個人情報保護について

項目としてあげるかも検討中

議会は法は適用除外

9 ページ 7 期限 8 9 10

4 ページ 3

3 ページ 1 4 5

1 ページ 取りまとめの趣旨

国に先立ち市は条例制定してきた

一方、国 整備法で改正することに

それを受け、諮問した

答申を尊重して

意見があれば

会長：原案作ってくれた

3つの段落

足りないところ、もう少しこうしたらがあれば

小野木：下から7行目 新法の趣旨

誰に向けて書かれているのか

事務局：具体的に書きたい

荒見：「新法の規律へ移行した後であっても」

若干まどろっこしい

事務局：「保護のレベルが下がると思うが」とは書かなかった

審議会の意見としてはっきり書くということなら書く。

会長：明確化

小野木：どういうことかはっきり

会長：奥歯にもものが挟まった感じ

「今の名古屋市の基準より低下する」ぼやかした

荒見：読み手がわからないだろう
書いた方がいいかな
はっきり書くともめる可能性がある
両立をよりできるよう 難しい

会長：あえて書くとすれば、「条例による規律」を
「名古屋市が行ってきた条例による規律」に足すとか

事務局：検討

会長：来月検討する

川上：今のところは、条例による わからない
「個人情報保護の理念を重視する条例」と書いては

会長：足すと、本審議会で検討した観点が明確に
可能であれば修正を

事務局：修正する

会長：来月も検討
意見を

事務局：9 ページ7 期限
新法では 30 日
現行条例では 14 日
現行維持すること
実際延長は 1 割程度
伸ばすと市民に不利益を課すことになりかねない

会長：法は 30 日 14 日以内でいいのでは
短くする方法の意見があった

事務局：8 番 費用負担
新法「条例で定めないといけない」
手数料は無料
名古屋市 大量請求が認められていない

現行 無料

会長：請求者の費用 手数料無料
新法「条例で定めないといけない」
意見は
この方向性で

事務局：9番訂正請求等の前置
新法：前置を省くことができる
前置を必須としないのが適当
明らかに特定されていることもある

会長：開示請求→訂正請求 前置主義
あきらかなもの 2段階？住民負担が大きい
ガイドライン 外しても構わないとなっている
この方向で

事務局 10番 匿名加工情報の提供について
現状：規定なし
新法：規定あり
1) 手数料 政令で定める基準と同額が適当
2) 事業者の提案 一定程度公表することとする仕組みを構築が適当
加工制度 保護が重要
新産業は公益性があると認められる
事務局としてどうまとめるべきかまよう

会長：法改正の一つの目玉
加工情報の取り扱い 自治体に降ってくる
手数料 国の基準と同じでいいのでは
2) 提案制度が導入
審査してOKがでたもの 加工して渡す
提案の中身の公表
審査の部分、公表の部分

小野木：事務局の悩みが出ている
枠下2行 何を言っているかわからない
理由 事業者による提案

「新たな産業の創出又は活力」認められる→期待されている
「加工の方法が基準に適合する」ブラッシュアップする必要
視点から検討するとともに

会長：「新たな～」法目的1条 審査の基準

事務局：114条1項4号

会長：要件 審査基準

そのものが公益的な意味を持つ

「この基準以外に公益があって」ではなくそのもの

事務局：枠内

説明内容

審査基準自体が公益性

間瀬：審査

3月25日 踏み込んだ審査基準

せっかく議論したことがない

事務局：もう少し具体化 提案する

会長：受け取った側が制度設計しやすくする

この部分 公表制度だけ

個人的な意見 提案制度提案 どこかが審査して OK

加工情報が作られる

なんでもかんでも審査基準 行政が民間の下請け？あまりよくないのでは

データ流通のため 法の趣旨

何の歯止めもなく？

審査基準の中で「豊かな国民生活に資する」方向性があると

無限定な加工情報 活用にはならないのでは

審査のありかた 踏み込んだでは

2つの部分 審査、公表 詰まっている

わかりにくい

事務局：審査と公表 説明部分が一緒

それも検討

いったん枠内 審査に触れていない
枠内措置を講じること
審査基準は決まっている 事業者、行政内部 意義を伝える
書き方を検討する

会長：どう書くか検討
審査、審査基準について
公表の方 いかがか

小野木：「一定程度」なんのことなのか
具体的なものをつけないと、言葉だけで終わる気がする
審査の話 枠の中に説明がないのはいいのか

事務局：審査は統一感 枠内は措置を講じることができる
審査基準 意義がある 実施期間などに伝える
統一感から外した

会長：条例化するところを枠
運用の在り方など 基準の意図 下で説明する

事務局：そう

会長：足した方がよければ

小野木：事務局の趣旨は、条例に反映するか

事務局：措置を講じるべきこと

小野木：説明文書も、行政文書として残るのか

事務局：残る

荒見：12 ページ 3 行目
書き方がぬるい 本当にそうか？
これを認めると、どこの事業者も主張する
ここまで書かなくてもいい

会長：ありがとう

事務局：「法の趣旨を損なわない」で足りる
ちょっと書きすぎ

荒見：書きすぎない方がいい
細かい公表内容で委縮する？

事務局：ほかの都市 提案事業
なにを出しているのか
3月審議会 提案内容
そこまで公表はされていない
これ以上になるとノウハウの流出になる

荒見：この程度なら出したら
跳ね上がるのかどうか重要

事務局：制度設計を考えている
市としてどこまで公表しているか

荒見：国からマックスこれくらいと示されているか

事務局：資料を見る限りそこまではない

会長：12ページ3行目 そこまで書かなくても、という意見
そういう方向で
原案修正

小野木：11ページ「一定程度」抽象的でもいいのか

事務局：「提案目的などの」一定程度
具体的な公表項目を考えている
どこまでかけるか検討する

小野木：ありがとう

会長：次回に向けて修正

委員意見を踏まえて

事務局：3番ファイル簿

新法 1000人未満 対象外

保有個人情報明らかにすべき 何らかの形で公表すべきか

「適当な形の帳簿に取りまとめ、公表する仕組みを」

会長：ファイル簿＝国

目録＝名古屋市

ファイル簿を作らないといけない

1000人未満 住民に分からなくなる

ケアしてください

行政の事務取扱

ファイル簿と事務取扱簿 わからない？

4ページ 表があるとわかりやすい

読んでいて専門的な中身

川上：わかりにくい

新法 しっかりやった？

除外されてしまう

漏れてしまう

それをいうのなら、ただしはそっぽを向いている

多くの例外が規定される

どういう意味 つながりを検討して

事務局：一度検討したい

会長：具体的な提案をいただいた

表は置いておいて 結構です

文書でわかるならそれで

事務局：1定義すべき情報

要配慮個人情報規定すべき事項は、現時点では想定されない

「要注意情報」定義

新法「要配慮個人情報」

「条例要配慮個人情報」を定めることができる

審議：同和 含まれるのか

条例は宗教 新法は信条

新法はわかりにくい 確認

個人情報に確認→いずれも認められない

同和：社会的身分に含まれる

信条：思想・信条・宗教

宗教上の行為儀式が要配慮個人情報に当たるのか？

→信仰を推知するもの 含まれない

要注意情報になっている 地域特性でないのでダメ

名古屋市は特別に地域特性あるか？認められない

あらかじめ記録しておけないか？地域特性ないとダメ

確認的明記 できないか？ 許容できない

法と重複 法の解釈が委員会一元的なのでだめ

小野木：枠 1行の文書の意味 どういう意味か

事務局：地域に特別な理由があるものはない

名古屋市が独自施策 要注意すべき 出てくるかも

小野木：1月28日 現行条例と比較

改正法に書いてある内容 条例に反映しないということか

事務局：改正法にすべて含まれる

現行条例 要配慮個人情報に含まれる

一部外れるが条例にはかけない

小野木：条例には入らない

事務局：法律に含まれる

小野木：要注意情報がなくなるのか？

事務局：なくなる

会長：条例「要注意情報」なくなる

法律「要配慮個人情報」で運用

小野木：法理論上おかしいから

会長：確認的に書くこともおかしいと示された
審議会の答申 意見が出れば反映したい

小野木：1月
社会的身分 一生のうちに脱しえない 冷たい
名古屋市 歴史的云々
名古屋市も改正法と解釈でいいのか

事務局：審議会でわかりにくい
条例の規定は難しいのだが、職員、庁内、対外的に周知すべき
方向性もある

小野木：個人的意見

会長：貴重な意見

川上：小野木委員がずっと言ってきた
現行条例を活かすような形
ガイドラインが「いけない」というから書けない
メッセージを送ってもいい

事務局：審議会としてそうならそうしたい

川上：条例に反映させる
今の書き方 「新法で結構」
本来ならこうだが、法が言うなら仕方がない

事務局：個情委なら見えない
確認条例は違法じゃない
空き家条例 それが違法じゃなくてなぜこれが違法か
答申で何らかの形で盛り込んで

事務局：審議会の方針で示したい

会長：時間的にここが限界
3論点 これは次回に回したい

貴重な意見ありがとう
あたあらためてご意見を
本議会の審議はこれまで

事務局：熱心に意見ありがとう
委員の皆様意見を踏まえてもう一度要点の整理
誰が読んでもわかりやすく
ブラッシュアップしてできる限り頑張っ作りたい
来月6月審議会で提案したい
必要に応じてご相談場面も
何卒よろそく
6/3（金）午後
以上で閉会
ありがとう

15：02